

環自整発第1610241号
平成28年10月24日

都道府県
各保健所設置市
温泉主管部局長 殿
[特別区]

環境省自然環境局自然環境整備課長



温泉利用施設における硫化水素対策状況調査への協力及び
硫化水素対策の徹底について

温泉利用施設における硫化水素対策については、昭和50年7月に「温泉の利用基準について」(昭和50年7月12日環自企第424号環境庁自然保護局長通知。以下「利用基準」という。)を発出し、平成18年3月には利用基準の一部を見直し、「公共の浴用に供する場合の温泉利用施設設備構造等に関する基準」(平成18年3月1日環境省告示第59号。)を定めているところである。

今回、公益財団法人中央温泉研究所において温泉利用施設における硫化水素対策状況についての詳細な調査を行うこととしたので、協力をお願いしたい。

なお、貴都道府県等におかれては、貴管内の温泉利用許可者及び温泉利用施設等の管理者に対し、硫化水素中毒事故が発生しないよう温泉法(昭和23年法律第125号)第35条に基づく立入検査を実施するなどし、状況の把握に努めるとともに、硫化水素濃度が著しく高い場合において、法第31条第1項に基づく法第15条第1項の許可の取消しや法第31条第2項に基づく利用の制限を行う等の措置をお願いしたい。

今後とも環境省では、各都道府県の対応も含め、適宜、対策状況等を把握していくので、協力をお願いしたい。